

三田市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第19条 省略 (メーターの貸与)</p> <p>第20条 メーターは、管理者が設置して給水装置の所有者又は使用者に保管させる。</p> <p>2～4 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第19条 省略 (メーターの貸与)</p> <p>第20条 メーターは、管理者が設置して給水装置の所有者又は使用者に保管させる。<u>この場合において、管理者は、メーターの設置について、指定給水装置工事事業者の同意を得て、指定給水装置工事業者にこれを行わせることができる。</u></p> <p>2～4 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>